

公印省略

1 教体第 1 5 2 4 号
1 教高第 2 2 9 7 号
1 教特第 1 1 0 0 号
令和 2 年 2 月 2 1 日

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

昨日、福岡市内で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。

標記の件については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和 2 年 2 月 1 9 日付 1 教体第 1 5 0 8 号）及び「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」（令和 2 年 2 月 1 9 日付 1 教体第 1 5 0 9 号）等にて通知したところですが、当該通知の内容を整理し、別添「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について」を取りまとめました。

ついては、引き続き、各学校における感染症対策に万全を期すようお願いします。

なお、学校行事等における対応については、別途通知します。

【本件担当】

(学校保健に関すること)

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課
保健給食係 諸藤・竹石
TEL092-643-3922 FAX092-643-3926

(高等学校・中学校・中等教育学校に関すること)

教育庁教育振興部高校教育課
指導班 紙田
TEL092-643-3905 FAX092-643-3906

(特別支援学校に関すること)

教育庁教育振興部特別支援教育課
指導班 野村
TEL092-643-3914 FAX092-643-3884

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について
(2月21日時点)

1 感染症対策の徹底

(1) 基本的な感染症対策

- ① 手洗い^{※1}や咳エチケット^{※2}などの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。
- ② 校内における適切な環境の保持のため、教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて、温度、湿度管理に努める。

(2) 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

- ① 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- ② 発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養し外出を控えるとともに、毎日、体温を測定して記録しておくよう指導する。
この場合の出欠の扱いについては、学校保健安全法第19条による出席停止として扱うことができるものとする。
なお、この出席停止を行った場合は、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。

2 児童生徒等への感染又は感染疑いが発生した場合の対応

(1) 児童生徒等^{※3}が濃厚接触者^{※4}であることが確認された場合

- ① 保健部局又は保健所（以下「保健所等」という。）と十分協議の上、学校保健安全法第19条による出席停止（感染していないことが確認できるまで）の措置を取る。
- ② 県教育委員会（体育スポーツ健康課）へ報告する。また、出席停止を行った場合は、その期間等を報告する。
- ③ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ④ 保健所等が行う濃厚接触者に対する経過観察に協力する。

(2) 児童生徒等への感染が疑われる場合（目安の症状）

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、学校医等の意見を聴取の上、学校保健安全法第19条による出席停止（感染していないことが確認できるまで）の措置を取る。

※1 外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などを用いて行う。

※2 咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

※3 幼児・児童・生徒。

※4 新型コロナウイルス感染症患者と同居あるいは長時間の接触等があった者等。

- ② ①の症状に該当する児童生徒等の保護者に対して、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）※5に相談するよう促す※6。
- ③ 県教育委員会（体育スポーツ健康課）へ報告する。また、出席停止を行った場合は、その期間等を報告する。
- ④ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。

(3) 児童生徒等への感染が確認された場合

- ① 学校保健安全法第19条による出席停止（治癒するまで）の措置を取る。
- ② 保健所等から公衆衛生対策の観点により臨時休業や他の児童生徒等の出席停止の要請があった場合は、それに基づき必要な措置を取る。
期間については、保健所、学校医等の意見を聴取の上、県教育委員会（体育スポーツ健康課）と協議する。
- ③ 保健所等から臨時休業等の要請がない場合においても、保健所等の助言に基づき、県教育委員会（体育スポーツ健康課）と協議の上、臨時休業等の措置を検討する。
- ④ 県教育委員会（体育スポーツ健康課）へ報告する。また、出席停止を行った場合にはその期間等を、臨時休業を行った場合には、その種別（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）、期間等を報告する。
- ⑤ 保健所等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

(4) その他

- ① 学校保健安全法による出席停止（第19条）及び臨時休業（第20条）を行った場合は、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ② 2(1)から(3)に記載されていない事項の対応については、県教育委員会（体育スポーツ健康課）と協議する。

3 いじめや偏見の防止

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は決して許されることではないとの認識を教職員全体で共有し、適切な指導及び相談体制をとるなど、児童生徒等の人権に十分配慮するとともに、保護者に対しても理解と配慮を促す。

4 教職員への感染又は感染疑いが発生した場合における臨時休業等の対応 2の取扱いに準じるものとする。

5 その他

1～4の内容は、令和2年2月21日時点のものであり、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に関する最新の情報に応じて随時見直しを行うものとする。

※5 別紙1「福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧」参照。

※6 帰国者・接触者相談センターに相談した後の流れは、別紙2「新型コロナウイルス感染症の対応の流れ」参照。

<参照条文>

○学校保健安全法

(保健所との連絡)

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○学校保健安全法施行令

(保健所と連絡すべき場合)

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

(出席停止の指示)

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

(出席停止の報告)

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○学校保健安全法施行規則

(感染症の種類)

第十八条 (略)

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

(出席停止の期間の基準)

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二～六 (略)

(出席停止の報告事項)

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

(感染症の予防に関する細目)

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その付近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程

(出先機関の長に対する個別委任事項)

第八条 前条に規定するもののほか、出先機関の長に対し、当該機関の所掌に係る次に掲げる事務を委任する。

二 県立学校長に対する委任事項

- ト 学校保健安全法第十八条の規定に基づき、健康診断等に関し、保健所と連絡すること。
- チ 学校保健安全法第二十条の規定に基づき、感染症予防上必要があるとき、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うこと。

福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧

1 県域保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	所管市町村	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 那珂川市	092-707-0524	福岡県保健所夜間休日 緊急連絡番号 092-471-0264
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町 篠栗町、志免町 須恵町、新宮町 久山町、粕屋町	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579	
宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	中間市、宗像市 福津市、芦屋町 水巻町、岡垣町 遠賀町	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市 宮若市、嘉麻市 小竹町、鞍手町 桂川町	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	田川市、香春町 添田町、糸田町 川崎町、大任町 赤村、福智町	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市 朝倉市、筑前町 東峰村、大刀洗町	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	柳川市、八女市 筑後市、柳川市 みやま市、大木町 広川町	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市 苅田町、みやこ町 吉富町、上毛町 築上町	0930-23-3935	

2 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の各市保健所（帰国者・接触者相談センター）の
連絡先一覧

保健所名	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス 専用ダイヤル	093-522-8745（24時間対応）	
福岡市東区保健福祉センター	092-645-1078	中央区夜間相談員 092-761-7361
福岡市博多区保健福祉センター	092-419-1091	
福岡市中央区保健福祉センター	092-761-7340	
福岡市南区保健福祉センター	092-559-5116	
福岡市城南区保健福祉センター	092-831-4261	
福岡市早良区保健福祉センター	092-851-6012	
福岡市西区保健福祉センター	092-895-7073	
大牟田市保健所	0944-41-2669	0944-41-2669
久留米市新型コロナウイルス 相談センター	0942-30-9335	0942-30-9000

新型コロナウイルス感染症の対応の流れ

令和2年2月19日作成

保健所の帰国者・接触者相談センター

次の症状がある方は、保健所の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

帰国者・接触者外来

